

大阪府知事 吉村 洋文 殿

公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会
会長 倉町 公之
TEL 06-6941-5797
FAX 06-6945-6135
E-mail info@daikaren.org

2019年度大阪府への要望

1. 重点課題「障害者間格差の解消」

2014年（平成26年）には、わが国が国連の障害者権利条約を批准するとともに、2016年4月から、障害者差別解消法及び大阪府障害者差別解消条例が施行されたことも勘案されることを要望致します。

① 重度障害者の医療費助成

昨年4月から、重度障害者の医療費助成については、精神保健福祉手帳1級所持者を対象に加えることとなりました。しかし、精神保健福祉手帳1級所持者は手帳所持者全体の11%に過ぎず、多数を占める手帳2級所持者は適用外となっています。

今回アンケート調査を実施しましたが、次のような課題が明らかになりました。早急に検討されることを希望します。

（1）2級の手帳保持者への支援

医療費助成の対象外となっている2級の手帳保持者は、収入については1級と大差なく、経済的理由により受診をあきらめている人のほとんどが、2級と考えられることから、受診ができるような支援が望まれる。

（2）高齢者に対する医療費助成

65歳以上の高齢者に対する医療費助成は1年半後には打ち切りとなり、大変な事態が想定される。引き続き存続させるか、代替措置の検討を早急に進めてください。

② 公共交通機関の運賃割引

精神障害者への公共交通機関の運賃割引については、大阪市や高槻市の（公営）交通及び多くの民営バスにおいて実施されているものの、JRや関西の大手民営鉄道においては実施されていません。精神障害者が地域で生活するうえで、交通手段の道が開かれれば、外出の機会が増え、社会参加への一歩となります。

家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）では、署名活

動や国会請願を通じて、国や各公共交通機関への要望を重ねてきました。このような中、大手民鉄では初めて西日本鉄道（西鉄）が一昨年４月から精神障害者の運賃割引を開始し、昨年１０月からは航空各社でも精神障害者の運賃割引を開始しました。また、今年６月国会では請願署名が採択されました。

大阪府におかれては、国土交通省、ＪＲ、関西大手民鉄等に対しての働きかけを実施するとともに、府独自の助成についても検討してください。

２．精神科医療

① 精神科医療においては、早期治療、早期介入が何より重要です。大阪府（大阪市、堺市を除く）の保健所は１６カ所に激減し、保健所の所管が広域化したことにより、身近なサービスが受けにくくなっています。

早期治療、早期介入の実現に向けて、保健所・保健センターの拡充（増設、担当職員の増強）を検討してください。

また、家族からは、相談窓口が分からない、悩みを聞いてくれるところが知りたいなどの声が聞かれます。保健所等にあつては、当事者が受診につながるまで責任ある介入支援をしてください。

② 多職種による訪問型医療制度（アウトリーチ）については、モデル事業により得たノウハウを各保健所において活用していると聞きましたが、その状況について具体的に説明してください。

③ ５大疾病の精神疾患について、第７次大阪府医療計画においては「多様な精神疾患に対応することができる医療機関の増加」など７項目の目標が述べられていますが、これらの進捗状況について具体的に説明してください。また、保健所等における家族会との連携の実施状況について具体的に説明してください。

④ 一昨年４月、抗精神病薬による「昏睡状態」の患者が２次救急として扱われ、結果的に２週間後に亡くなるという事態が発生しました。精神疾患が５大疾病として、他の疾病と同様に３次救急システムによる医療処置を保証してください。

⑤ 精神障害者が他疾病を併発して入院治療を要する場合、入院の条件として保護者の付き添いを前提とするといった事例が発生しています。精神障害を理由にした差別的取り扱いとして容認できません。対応策について大家連も含めて、具体的な検討を開始してください。

⑥ 精神科特例（病床当たりの医者の配置は、一般病棟に比べ精神科医師は３分の１、看護師は４分の３となっているなど）に対する府の姿勢は、昨年の回答書では国の動向を静観しているとしか見えません。

精神科特例は、精神科医療の質的低下を招いている最たるものではないでしょうか。５大疾病として精神疾患への医療体制を真に充実させるため、精神科特例の早期廃止を国に働きかけるとともに、その推進状況を説明してください。

⑦ 大阪府下の市立病院においては、精神科が設置されている病院は少ない。精神疾患が５大疾病に位置づけられたのを契機として、市立病院に精神科の設置を進めるよう指導してください。昨年の回答書では、「設置について府に指導する権限はない」とされていますが、広域的に大阪府内の医療体制を見るときに、前記④～⑥の推進について

は、市立病院を含めた公的病院の役割が大きく、府からの提言等をお願いします。

- ⑧ 自立支援医療において、国民健康保険加入者は負担なしとする現行制度を継続するとともに、社会保険加入者に対しても助成を検討してください。

- ⑨ 障害年金及び自立支援医療受給者証の更新時に要する診断書の費用については、法令上他の障害者は無料になっており、同様の扱いとするよう国に要望しているとのことだが、推進状況について説明してください。

- ⑩ 630調査結果の開示（身体拘束を含む）

これまで公表されていた630調査結果について、公表されないと聞いている。

精神障害者の家族にとって、精神科医療機関ごとの具体的データは、安心して医療機関を選択・医療を受けるためには不可欠のものである。

また、身体拘束が、この10年間に2倍にも増加していると聞いており、重大な問題だと考えている。

大阪府が、630調査結果を開示されることを求める。府として権限外のこととされるのであれば、関係機関への指導等を行われることを求める。

(注) 630調査とは

厚生労働省が都道府県ごとに毎年6月30日現在で実施している精神科病床を持つ病院ごとに行う調査。病棟の形態、入院者数、入院者の処遇、入院の形態 身体拘束者数など、看護従事者数など

3. 地域生活の充実、地域移行に向けて

- ① 地域生活支援センター、グループホーム、ショートステイサービスなどは、本人が地域で暮らすための受け皿として特に有効なものです。府は、各市町村における整備に向け働きかけ、必要な支援に取り組むとしているが、各市町村における整備状況並びにその財源について説明してください。
- ② 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について、大阪府の取組みについて具体的に説明してください。
- ③ 日中活動の場については、自立支援法施行以降、三障害一元化により通所型障害福祉サービスが精神障害者の特性に見合うものになっていない、通所者が減少しているという声が上がっています。障害福祉サービス事業所の質の検証を行い、精神障害者の特性にあった支援への再構築を指導してください。
- ④ 当会が実施している電話相談には、当事者からのものが6, 7割に上っている。その中で当事者が求めているのは気軽に相談できる窓口と安心して過ごせる居場所である。当事者のニーズに見合った既施設設の改善または新設について検討してください。
- ⑤ 府営住宅にグループホームを開設できるよう、精神障害者の入居枠を確保してください。市営住宅などにおいても同様と考え市町村にも働きかけてください。
- ⑥ 地域で精神障害者を受け入れるためには、地域住民の理解が不可欠です。今回、府において実施された障害者差別のアンケートの中では、精神障害者であるという理由で入居を拒否されたり退去を求められた事例もあった。このような事例をなくしていくため、府において取り組まれている住民並びに事業者への働きかけについて説明してください。

- ⑦ 多くの家族は、当事者の生活を直接支えるとともに、様々な社会支援を活用して当事者の自立を後押ししてきました。各地の家族会は、このようなノウハウを蓄積して家族間で経験交流をしています。このようなノウハウは一種の社会的資源とも言えます。保健所等では、相談を寄せられた場合など必要により、家族会を紹介して下さい。
- ⑧ 家族の身体的・精神的健康が過重な介護負担によって大きく損なわれています。また、精神障害者の7割は親等と同居を余儀なくされています。このような状況を改善するためには、当事者が安心して、かつ使いやすいショートステイなど地域生活支援(短期入所サービス)の施設の整備が必要です。また、家族が病気になったり休養を要する時などにも、ショートステイの利用が望まれます。
- ショートステイの整備を推進してください。

4. 教 育

- ① 精神的な病においては、早期対応と早期支援に果たす教育機関の役割は極めて重要と考えます。昨年度は、教職員への教育において、家族の体験談を取り入れて頂きました。今後とも、引き続き実施してください。また、中学生、高校生段階から「こころの健康」についての教育を推進してください。
- ② 相模原市での障害者殺傷事件や寝屋川市、三田市における精神障害者の監禁の背景からは、障害者への差別意識や人権無視が深刻なかたちで浮かび上がってきました。また、「優生思想」に基づく障害者への強制的な不妊手術などの実態も明らかになりつつあります。
- 今後は、身近な具体的事例も踏まえて、精神保健福祉教育が一層充実されるよう希望します。

5. 雇 用

今回、大阪府の職員採用選考においては、精神保健福祉手帳の交付を受けている人も受験ができるように制度改正がなされました。有難うございます。

引き続きよろしくお願いいたします。

また、雇用促進につきましては、企業へも働きかけてください。